

スタートアップ企業積極型專利審査試行作業方案

2023年12月1日改訂

スタートアップ産業の特許出願を奨励し、研究開発力を有するスタートアップ企業が專利取得の可能性を迅速に確認し、專利権を獲得できるよう、「スタートアップ企業積極型專利審査試行作業方案」（以下「本方案」と称する）を制定する。

經濟部智慧財産局（以下「本局」と称する）は、本方案をさらに完備させるため、2023年1月1日から引き続き試行された方案を改訂し、さらに1年試行し、本方案は2024年1月1日から申請受理を開始する。本局は試行状況により引き続き実施するか本方案を改訂するか評価検討を行う。

1. 申請人適格

本方案はスタートアップ企業が申請するものとし、かつ、当該スタートアップ企業は、本方案の申請時において特許出願の出願人でなければならない。

本方案が適用されるスタートアップ企業は、台湾の会社法又は外国の法的機関により設立登記され8年未満の会社となる。当該設立から8年未満の会社とは、設立日から起算し本方案の申請日までが8年未満の場合を指す。

申請人が外国企業である場合には、外国企業の設立日を証明する書類を添付しなければならない。中国語の翻訳を提出しなければならない。上記証明書類が正本でない場合、誓約書を提出すること。

2. 適格な專利出願及び申請方法

特許出願案件の出願時に代理人に委託したものであって、本局から実体審査にまもなく入る旨の通知が来た後、まだ最初の審査意見通知が発行される前において、特許出願人が申請人名称及び会社設立日を明記した申請書を備え、本局が規定した電子的方法によりこれを申請することができる。

3. 方案の実施内容

本方案の毎月の受理可能件数の上限は6件とし、当月の受理件数が上限に達した場合、翌月に申請し直さなければならない。その関連情報は電子申請システムに表示される。

各スタートアップ企業が同一年度で本方案を申請できる件数の上限は5件とする。

本局は、本方案の申請を受理した後、審査を経て上記定に符合するものであってその特許出願に拒絶理由がある場合、申請提出後 1 カ月以内に申請人へ新規性、進歩性の検索報告とその他拒絶となる可能性のある理由の意見説明等の面接資料を提供するが、案件がより複雑な場合にはこの限りではない。

本局は原則的に申請人が前述した面接資料を受け取った後 1 カ月以内に積極型面接を実施し、拒絶理由を告知するだけでなく、補正についてもアドバイスを行う。

申請人は積極型面接後の 1 カ月以内に応答説明又は補正を提出しなければならず、期限を過ぎて提出しない場合、当該特許出願は一般審査手続に回され、既存の資料で審査続行となる。申請人は検討後に当該特許出願を取り下げることができる。

申請人が前述した 1 カ月の期間内に応答説明又は補正を提出した場合、本局は原則的に 1 カ月以内に、登録査定書又は審査意見通知書を発行する。

4. その他の注意事項

- (1) 申請人が前述した本方案の面接資料を受け取った後、特許出願を取り下げる場合、実体審査請求の費用は返還されない。
- (2) 本局ウェブサイト上に申請人の参考となるよう、よくある質問を整理し「スタートアップ企業積極型専利審査試行作業方案 Q&A」を掲載している。
- (3) 積極型面接は「經濟部智慧財産局専利案件面接作業要点」に関する規定に基づき実施する。